

令和9年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方

令和8年8月7日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

令和9年度の国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設整備の概算要求事業については、「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和8年3月31日文部科学大臣決定）を踏まえ国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、「令和8年度国立大学法人等施設整備の方向性」（令和8年5月18日）に基づき、総合評価Sとなった事業を基本として以下1及び2の考え方に基づいて選定する。

なお、具体的な概算要求事業については、本検討会での審議を踏まえ、文部科学省において、政府における概算要求の具体的な方針、予算の状況、各法人の整備計画等を勘案しつつ決定する。

1. 一般事業の選定の考え方

安全・安心な教育研究環境基盤の整備、機能強化等への対応、カーボンニュートラルに向けた取組及び施設マネジメントの視点からの事業ごとの評価に、多様な財源による整備状況、適正な事業執行等に関する法人ごとの評価を加味した選定とする。耐震対策や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための耐災害性の強化等を推進する事業、防災拠点ともなり得る附属学校の体育館等への空調整備を推進する事業、耐災害性の強化に併せて実施するキャンパスのイノベーション・コモンズ（共創拠点）化に資する事業等を推進する。特に、共創拠点化に資する事業のうち社会との連携強化や社会課題の解決に特に貢献することが見込まれる事業、経年・事故歴等の観点からより緊急性が高いと考えられる事業、過年度に実施済みの事業に続けて実施すべきと考えられる事業、附属病院事業と一体的に実施することが効率的と考えられる事業を選定する。

2. 附属病院事業の選定の考え方

一般事業の選定の考え方に加え、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化に資する取組であり、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる事業を選定する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な事業を選定する。